

資料1

施設整備方針について



目次

- ①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について
- ②ごみ処理広域化の効果について
- ③施設整備方針について

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

過去2度にわたる広域化の検討・断念を受けて、令和6年度から市単独でのごみ処理施設整備に向けた検討を開始



【背景】

既存施設は全国でもトップクラスに古い施設であり、老朽化の状況からこれ以上他団体と多岐にわたる調整を行っている時間的な猶予がなくなってしまっていた。

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

令和6年度

- ・新ごみ処理施設検討委員会を設置
- ・これまでに4回委員会を開催し

①施設規模

②処理対象物

③処理方式

④概算事業費

などについて調査・審議を行ってきました。

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

調査の結果判明したこととして

- ・建設物価高騰による事業費の増大
- ・国交付金のトン単価上限設定による実質的な交付金の縮減
- ・国交付金要件であるエネルギー回収率を安定的に発電で満たすためには概ね70t/日以上の規模がある方が望ましい
- ・起債償還にかかる利率の上昇

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

特に建設物価高騰の影響が大きい



項目	M市 (R3竣工)	T組合 (R5竣工)	東松山市
規模	可燃：71t/日 不燃・資源：10.68 t /日	可燃：80t/日 不燃・資源：7.7 t /日	可燃：74t/日 不燃・資源：9 t /日
整備費	約72億円	約107億円	約194億円



数年前と比べても2倍近い整備費が必要

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

整備における課題



- ①既存施設の老朽化のため時間的な猶予がない
- ②大きな財政負担

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

このため民間での委託処理も検討したが…

民間処理施設との距離が遠く長期間パッカー車による直送体制を整えることが難しい



このため、以下のケースで比較

(1)市単独で可燃ごみ処理施設を市内に整備するケース

(2)可燃ごみを大型車へ積替える中継施設を市内に整備し、市外の民間施設で処理するケース

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

«可燃ごみに係る施設整備と民間委託処理費用比較(20年間)»

項目	概算費用（税込）	
	(1)処理施設整備	(2)全量民間委託
施設整備費 (実負担額)	約171億円 (約89億円)	約34億円 (約13億円)
施設運営費	約113億円	約32億円
運搬費・ 処理委託費等	約10億円	約212億円
合計 (実負担額)	約294億円 (約212億円)	約278億円 (約257億円)

実負担額は、
処理施設
整備の方が
約45億円
コストが低い。

※上記の施設整備費には、測量、用地買収費等の費用は含まれていません。

※上記の施設運営費の他に、起債償還にかかる利息がかかります。



①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

本調査では、現在、本市が置かれている立地条件では民間委託する方がコストがかってしまう結果となった。

また、民間委託では以下の点にも注意が必要

- ①委託できる民間事業者が少なく事業者の撤退や処理委託料の大幅な変動の可能性
- ②災害時の優先対応
- ③委託先の事情によるごみ分別が必要となる可能性

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

単独整備・民間委託ともに課題がある。
これらの課題を解決する方法として新たな選択肢の
可能性を再検討



他自治体と共同で市内に新ごみ処理施設を設置し、ごみ処理を広域化。これにより安定的なごみ処理体制の構築と本市負担額を縮減できないか。

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

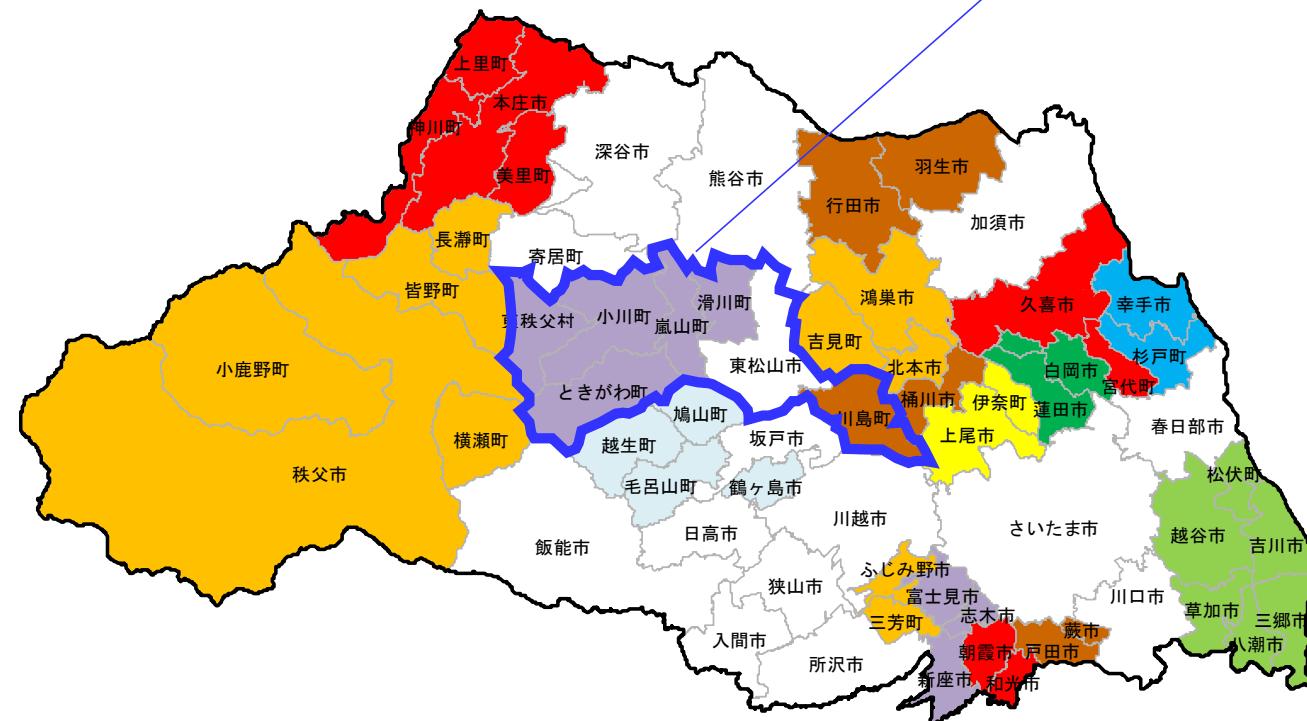
広域化を検討する上での基本条件

- ・概ね20km圏内
(中継施設が必要ないため)
- ・施設更新を検討している
- ・本市の整備スケジュールを考慮した早急な検討が可能

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

埼玉県内の状況

埼玉県広域化14ブロック



※埼玉県HP「県内の一部事務組合一覧」「県内の事務の委託一覧」(いずれも令和6年4月1日現在)を基に独自作成。

※大里広域市町村圏組合(熊谷市、深谷市、寄居町)は解散に関する基本協定書が締結されており令和14年3月解散予定。



①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

基本条件に該当する小川地区衛生組合へ
スピード感を持って広域化の可能性を検討する
意向があるか確認(令和7年4月)



事務レベルでの意見交換に賛同いただき、
本市・組合・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町
・東秩父村にて意見交換を実施

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

意見交換の結果

- ①地域全体で長期的に安定的なごみ処理体制を構築できる好機。双方前向きに可能性を検討したい。
- ②ただし、広域化した場合のコストや環境負荷低減については、しっかり確認する必要がある。

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

③広域処理の対象とするごみ種

⇒全てのごみ種

中間処理：可燃物、ペットボトル、プラスチック類

ストックヤード：全てのごみ種

④広域化した場合の施設規模想定

⇒可燃130t/日 不燃・資源21t/日

※本市単独だと可燃74t/日 不燃・資源9t/日

①ごみ処理広域化再検討に至った経緯について

広域化の検討をさらに進めるためには、広域施設を整備した場合の概算事業費・温室効果ガス削減効果について調査する必要がある。



- ・プラントメーカーへの再ヒアリングを実施
- ・広域化した場合の温室効果ガス削減効果検証を実施

②ごみ処理広域化の効果について

【経済面:概算事業費について】 ◆整備費

項目	概算費用(税込)	
	東松山市単独	広域化
施設規模想定	可燃:74t/日 不燃・資源:9t/日	可燃:130t/日 不燃・資源:21t/日
施設整備費 (実負担額)	約194億円 (約98億円)	約323億円 (約173億円)
※うち本市負担額	約98億円	約94億円 (本市人口割合54.2%で試算)

施設整備費は、
広域化の方が
約4億円コスト
が低い。

※本市と小川地区衛生組合との負担割合は試算上の仮の設定です。正式な負担割合は今後の協議の中で決定します。

※上記整備費には、起債償還にかかる利息、用地買収費、計画支援業務費(測量、環境影響調査、施設整備計画作成など)、周辺環境整備費は含まれていません。



②ごみ処理広域化の効果について

【経済面:概算事業費について】 ◆運営費

項目	概算費用(税込)	
	東松山市単独	広域化
運営費 (20年間)	約135億円	約171億円
※うち本市負担額	約135億円	約96億円 (本市ごみ量割合56.3%で試算)

運営費は、
広域化の方
が約39億円
コストが低い。

※本市と小川地区衛生組合との負担割合は試算上の仮の設定です。正式な負担割合は今後の協議の中で決定します。

※上記費用には、組合設立や組合運営にかかる費用は計上していません。



②ごみ処理広域化の効果について

【経済面:概算事業費について】 ◆合計(本市負担額)

項目	概算費用(税込)	
	東松山市単独	広域化
施設整備費	約98億円	約94億円
運営費	約135億円	約96億円
合計	約233億円	約190億円

合計額は、広域化の方が
約43億円コストが
低い。



②ごみ処理広域化の効果について

【環境面：環境負荷低減について】

「東松山市と小川地区衛生組合がそれぞれ現在の処理を継続した場合」と「小川地区衛生組合と広域化により新ごみ処理施設を整備した場合」の二酸化炭素排出量換算値について埼玉県環境科学国際センターに依頼し試算。



②ごみ処理広域化の効果について

【環境面:環境負荷低減について】

二酸化炭素排出量換算値(単位:t-CO2eq/年)

	施設の運転により排出するCO2の排出量(※1)	発電等によるCO2の削減量	発電等によるCO2の削減量を控除した正味のCO2排出量(※2)
両団体が現状の処理を継続した場合	10,382	-2,018	8,364
両団体が広域化し、新ごみ処理施設を整備した場合	9,801	-7,795	2,005

(※1)収集運搬、ごみ燃焼(プラ由来)に加え各資材(電力、燃料、水、薬剤)の使用に伴うCO2排出量の合計

(※2)小数点以下を四捨五入して表示しているため控除計算結果一致しません。

現在の双方の処理を続けるよりも広域処理施設を整備した方が
二酸化炭素を約6,400(t-CO2eq/年)削減できる



③施設整備方針について

これらのとおり、コストや環境負荷低減のメリットも確認ができた。なにより、広域での施設整備は災害時を含め長期的かつ安定的なごみ処理が可能となる。



東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村の1市4町1村で広域ごみ処理施設を整備する方向で今後の検討を進めたい。

資料2

候補地選定手順の立案、評価項目・基準の設定



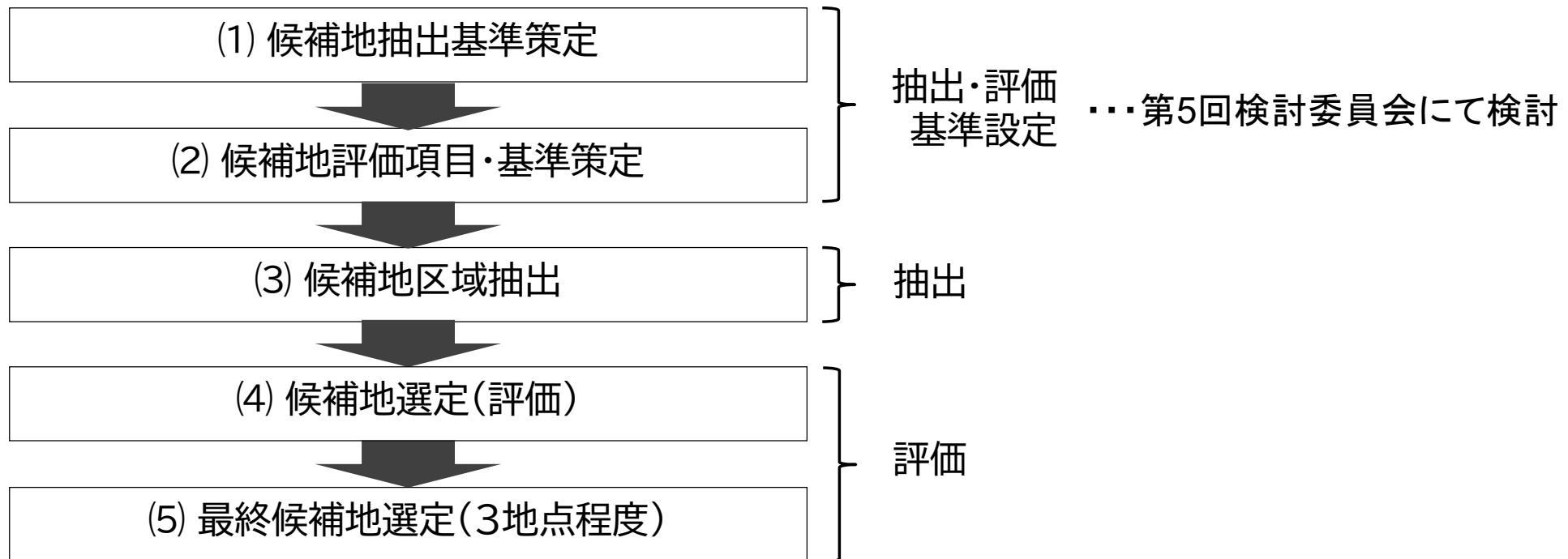
目次

- ① 候補地選定手順について
- ② 候補地抽出基準（案）について
- ③ 評価項目・評価基準（案）について

① 候補地選定手順について

【候補地選定の流れ】

- 本施設に係る候補地は、下記の手順により選定する。



① 候補地選定手順について

【候補地選定に係る基本的な考え方について】

- これまでの委員会での議論を踏まえ、「スピーディー」、「コンパクト」、「安心・安全」の3つを本施設整備の基本的な考え方とし、候補地の選定を行うこととする。

	理由
スピーディー	既存施設の老朽化の状況から 早期の施設整備 が求められている。
コンパクト	経済状況の変化や今後の人口減少を見据え、 必要最小限の施設整備 が求められている。
安心・安全	ごみ処理施設の特性として、災害時を含め処理を停止することができない。このため 安定的な稼働 が求められる。

② 候補地抽出基準(案)について

【基本的な考え方に基づく抽出基準】

○ スピーディー

工事や法規制解除等に相当の時間要するエリアを除外。

「河川区域・河川保全区域」「住宅系、商業系用途地域」「農振農用地区域」

○ コンパクト

ごみ処理施設の立地に必要となる最小限の面積。

他自治体事例及びメーカーヒアリング結果から ⇒ 概ね2~3ha

○ 安心・安全

浸水の恐れがある計画規模降雨浸水深や湛水深が1m以上を除外。

○ その他

「住宅」「ゴルフ場」「公共施設(公園含む)」など代替が難しい既存の土地利用がされている場所は移転や補償に伴う期間と費用のリスクが高いため除外。

抽出する区域は進入道路整備の必要性から既存の幅員5.5m以上の道路からの距離や鉄道、道路、河川、水路などの地形・地物を考慮し設定する。

③ 評価項目・評価基準(案)について

○ 候補地は様々な視点から評価し、総合的に優れた地点が選定されるべきとの考え方から、表に示す評価項目と評価基準を素案として提示する。
(別紙参照)

大項目	項目として必要な理由
土地利用状況	利用規制や保全区域、支障物の有無による影響
自然環境	貴重性の高い動植物への影響
建設工事適性	工事に対する影響
収集運搬	収集運搬への影響
施設建設費用	用地取得等の経済性
周辺状況	民家等への影響とインフラの追加整備の要否
災害の被害想定	災害による影響
土地権利状況	用地取得の実現性
多面的価値創造	施設に付加できる多面的価値

議論いただきたい内容

- ① 候補地選定を提示した手順で進めることでよいか。
- ② 候補地抽出基準(案)について、追加もしくは不要な内容があるか。
- ③ 評価項目・評価基準(案)について、追加もしくは不要な内容があるか。

【別紙】評価項目及び基準案

大項目	中項目	小項目	評価基準
現況土地利用状況	土地利用規制	自然公園区域(普通地域、特別保護地区、特別地域)	自然公園地域の該当の有無
		その他の利用規制(自然保全地域、特別緑地保全地区、保安林)	許認可が必要な指定規制区域の該当の有無
	保全地区等	その他の保全地区(ホタルの自生地、里地里山再生事業実施地区)	その他の保全地区の該当の有無
	現況の土地利用	支障物(送電鉄塔、農業用水路等)	支障物の存在の有無
自然環境、希少な動植物等	自然環境保全	植生自然度(自然度 1~10)	植生自然度による比較
		貴重な動植物の生育・生息地	巨樹・巨木林の存在の有無
			埼玉県才オタ力等保護指針の該当の有無
建設工事に対する適性	地形・地質状況	地形	急傾斜の有無
		地質	基盤層の軟弱地盤の有無
	地歴	土壤汚染対策法に基づく指定区域	指定区域の有無
		過去の土地利用	過去に候補地及びその周辺で廃棄物等の不法投棄の可能性の有無
	埋蔵文化財	—	埋蔵文化財包蔵地の該当の有無
収集運搬	収集運搬効率	収集運搬距離	廃棄物搬入車両の総走行距離における全建設候補地との比較
		車両集中(渋滞)	車両集中に伴う混雑度を比較
施設建設事業費	用地費	—	用地取得費における全建設候補地との比較
	造成費	—	造成費における全建設候補地との比較
周辺状況	保全対象	保全対象となる施設との距離	候補地と保全対象施設からの距離
		民家、集落との距離	候補地と直近民家・集落との距離
	インフラ整備状況	道路	主要道路(幅員 5.5m 以上)との接道の有無、もしくは離隔の程度
		給水	給水本管との接続の有無、もしくは離隔の程度
		排水	下水道計画区域の該当の有無
		電気	高圧線(6,600V)との接続の有無、もしくは離隔の程度
		ガス	都市ガス供給エリアの該当の有無
災害の被害想定	地震	震度	想定最大震度による比較
		液状化	液状化の危険性による比較
	水害	浸水継続時間	浸水継続期間の長短による比較
		浸水被害記録	候補地における過去の浸水被害記録の有無
	土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域への該当の有無
	災害発生時の搬入継続	—	災害発生時における搬入継続の可否
土地権利状況	地権者数	—	地権者の数に係る全建設候補地との比較
	所有者不明土地	—	候補地における所有者不明土地の有無
多面的価値創造	防災機能の可能性	避難場所としての活用	避難場所など、ごみ処理以外の多面的価値が付加できる可能性の有無

第6回 東松山市新ごみ処理施設検討委員会の予定について

【第6回検討委員会】

1 日程

日時：令和8年3月26日（木）10：00～

場所：東松山市総合会館3階303会議室

2 議事（予定）

- ・施設整備基本構想（案）について
- ・候補地抽出及び評価について
- ・第7回検討委員会について

3 会議の公開等について

東松山市 小川町 嵐山町 滑川町 ときがわ町 東秩父村
ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書

東松山市、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村（以下「1市4町1村」という。）は、ごみ処理の広域化の推進に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

1 ごみ処理の広域化の推進の枠組み

ごみ処理の広域化を推進する枠組みは、1市4町1村とする。

2 ごみ処理施設の建設予定地

ごみ処理施設の建設予定地は、東松山市内とする。

3 広域化に向けた協議

1市4町1村は、ごみ処理の広域化の推進に向け、協議会を設置する。

4 共同処理するごみ種

共同処理するごみ種は、全てのごみ種とする。

5 ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体

ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体は、一部事務組合を新たに設立するものとする。

6 環境対策

ごみ処理施設の稼働による温室効果ガス排出量について、現行処理よりも削減することを目指すとともに、ごみの減量化及び資源化を住民や民間事業者とも連携しながら1市4町1村で協力して行う。

7 補則

本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、1市4町1村で協議の上、決定するものとする。

この基本合意の証しとして、本書6通を作成し、1市4町1村において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月18日

東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市

東松山市長





比企郡小川町大字大塚55番地

小川町

小川町長





比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

嵐山町

嵐山町長





比企郡滑川町大字福田750番地1

滑川町

滑川町長





比企郡ときがわ町大字玉川2490番地

ときがわ町

ときがわ町長





秩父郡東秩父村大字御堂634番地

東秩父村

東秩父村長





令和7年11月25日(火)
議会全員協議会資料

新ごみ処理施設の整備について

環境産業部 廃棄物対策課

○整備の方向性について

本市では、これまで、ごみ処理の広域化を模索し続けてきました。比企地域全体での広域化は叶いませんでしたが、今般、小川地区衛生組合管内の4町1村（小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村）との新たな枠組みでの広域化を検討することとなりました。小川地区衛生組合は第9次埼玉県廃棄物処理基本計画において本市と同一ブロックに位置付けられておりますが、現在、中期的な処理方針を委託とし、民間施設にて、ごみ処理を行っています。委託期間満了後の長期的なごみ処理方法を検討していく中で、本市からの申し入れにより、広域施設整備について具体的な検討を進めることとなりました。本市においては、既存施設の老朽化の状況を踏まえ、これまで市単独での施設整備や民間委託処理などの方法も検討してきましたが、昨今の物価高騰の状況や災害への備え、環境負荷の低減といった点で広域での施設整備が最も望ましい方法であるとの結論に至りました。

○これまでの検討経過

時期	内容
令和7年4月	東松山市から小川地区衛生組合（管内町村含む）へ事務レベルでの意見交換会への参加を呼びかけ
令和7年4～5月	事務レベルでの意見交換会等を開催し、現状の処理状況と課題の共有、ごみ量予測、広域ごみ処理を想定した場合の施設規模と対象ごみ種等について検討
令和7年6～7月	意見交換会等の結果を受けて、広域を想定した概算事業費を調査するため東松山市にてプラントメーカーヒアリングを実施。また、環境負荷低減（温室効果ガス）についての効果検証を実施。

- ・当該調査結果を小川地区衛生組合へ提供し、組合管内で広域化についての検討を依頼。
- ・概算事業費（コスト試算）と環境負荷低減効果検証結果については、別紙のとおり。

○小川地区衛生組合管内での検討経過

時期	内容
令和7年8～11月	管内課長会議、管内事前調整会議、正副管理者会議を定期的に開催し、広域施設整備と現在の処理継続（民間委託処理）を比較検討。
令和7年11月	小川地区衛生組合から、東松山市へ広域施設整備に向けた検討を進めたい旨、回答

○現時点で共有している事項

- ・枠組み：東松山市、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村
- ・立地場所：東松山市内

- ・検討を進める会議体：協議会の設置
- ・共同処理するごみ種：新施設では、全てのごみを受入れする。（可燃物、不燃物、資源物）
 - （中間処理）：ペットボトル、プラスチック（ストックヤード）：全てのごみ種
 - （収集運搬）：各自治体対応
- ・整備運営を行う主体（事業主体）：一部事務組合の新規設立
- ・環境負荷低減対策：広域的なごみ処理を行う中で温室効果ガスの削減を図る。

○今後の進め方

- R7. 12月
- ・基本合意書の締結
⇒枠組み、立地自治体、会議体の設置等の合意
- R8. 1月～
- ・東松山市新ごみ処理施設検討委員会を再開
⇒東松山市が市内で建設候補地を選定
 - ・仮称 広域化推進協議会開催
⇒基本的条件、整備スケジュールについて協議

令和7年11月25日(火)
議会全員協議会資料 別紙

環境産業部 廃棄物対策課

新ごみ処理施設整備に係る参考資料について

【概算事業費について】

新ごみ処理施設の整備・運営に係る概算費用を「市単独」と「小川地区衛生組合との広域化」のそれぞれのパターンで比較しました。

項目	単独	広域
○施設規模想定	可燃 74t/日 不燃・資源 9t/日	可燃 130t/日 不燃・資源 21t/日
○全体整備費	約194億円	約323億円
※うち国交付金等を除いた実負担額	約98億円	約173億円
※うち本市負担額	約98億円	約94億円 (本市人口割合54.2%で試算)
○全体運営費(20年間)	約135億円	約171億円
※うち本市負担額	約135億円	約96億円 (本市ごみ量割合56.3%で試算)
本市負担額合計	約233億円	約190億円

※本市と小川地区衛生組合との負担割合は試算上の仮の設定です。正式な負担割合は今後の協議の中で決定します。

※上記費用には、組合設立や組合運営にかかる費用は計上していません。

※上記整備費には、起債償還にかかる利息、用地買収費、計画支援業務費(測量、環境影響調査、施設整備計画作成など)、周辺環境整備費は含まれていません。

※今回の概算事業費では建設地が未定のため造成費は含まれていません。また、地下埋設物や埋蔵文化財、土壤汚染などの特殊な条件は無い前提としています。

広域化した場合のコストメリット

約43億円(20年総額)

【環境負荷低減について】

「東松山市と小川地区衛生組合がそれぞれ現在の処理を継続した場合」と「小川地区衛生組合と広域化により新ごみ処理施設を整備した場合」の二酸化炭素排出量について、埼玉県環境科学国際センターに依頼し試算をしてもらいました。

試算結果は以下の通り。

	施設の運転により排出する CO2 の排出量 (※1)	発電等による CO2 の削減量	発電等による CO2 の削減量を控除した正味の CO2 排出量 (※2)
両団体が現状の処理を継続した場合	10,382	-2,018	8,364
両団体が広域化し、新ごみ処理施設を整備した場合	9,801	-7,795	2,005

単位 [t-CO2eq/年]

(※1) 収集運搬、ごみ燃焼（プラ由来）に加え各資材（電力、燃料、水、薬剤）の使用に伴う CO2 排出量の合計

(※2) 小数点以下を四捨五入して表示しているため控除計算結果一致しません。

現在の双方の処理を続けるよりも広域処理施設を整備した方が二酸化炭素を約 6,400(t/年) 削減できる